平成２４年（フ）第１３８号
栃木県宇都宮市川田町880番地４　グランマルシェ302
債務者　海野　和之
1　決定年月日時　平成24年３月27日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月28日まで
5　免責審尋期日　平成24年４月27日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２４年（フ）第１４０号
栃木県日光市土沢2028番地10
債務者　稲葉　雄次
1　決定年月日時　平成24年３月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月28日まで
5　免責審尋期日　平成24年５月11日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２４年（フ）第１４５号
栃木県宇都宮市平松町878番地　宝コーポ202号
債務者　西野　秀男
1　決定年月日時　平成24年３月27日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月28日まで
5　免責審尋期日　平成24年５月11日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２４年（フ）第１４６号
栃木県宇都宮市屋板町315番地79　渡邉方、前住所栃木県宇都宮市御幸ヶ原町38番地30　タウンハイツ鐘打坂Ａ―101号
債務者　青木由加里
1　決定年月日時　平成24年３月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月28日まで
5　免責審尋期日　平成24年５月11日午後４時20分
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２４年（フ）第１５１号
栃木県日光市瀬尾616番地１　９－３－３、前住所栃木県日光市今市1681番地27
債務者　鷹箸真理子
1　決定年月日時　平成24年３月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月28日まで
5　免責審尋期日　平成24年５月11日午後４時20分
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２４年（フ）第１５２号
栃木県塩谷郡高根沢町光陽台３丁目14番地２　リトル・パンド・ハイツM102
債務者　和田　京子
1　決定年月日時　平成24年３月29日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月28日まで
5　免責審尋期日　平成24年５月11日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２４年（フ）第１５４号
栃木県塩谷郡高根沢町大字中阿久津1034番地12、前住所栃木県塩谷郡高根沢町大字宝積寺2423番地６
債務者　武田　幸策
1　決定年月日時　平成24年３月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月28日まで
5　免責審尋期日　平成24年５月18日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２４年（フ）第１５５号
栃木県宇都宮市御幸町45番地13　ハイム88Ａ105号室、前住所栃木県宇都宮市南大通り１丁目１番12号　ダイカンプラザスポーツメント616号室
債務者　柳澤　岳之
1　決定年月日時　平成24年３月29日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月28日まで
5　免責審尋期日　平成24年５月18日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２４年（フ）第１５６号
栃木県那須塩原市西大和６番２号、前住所栃木県大田原市実取805番地132
債務者　渡辺　　明
1　決定年月日時　平成24年３月29日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月28日まで
5　免責審尋期日　平成24年５月11日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２４年（フ）第１５８号
栃木県那須塩原市上赤田238―651　エスペラント館203、住民票上の住所福島県郡山市三穂田町富岡字堰ノ上18番地
債務者　野崎　　裕
1　決定年月日時　平成24年３月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月28日まで
5　免責審尋期日　平成24年５月11日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２４年（フ）第９１号
愛知県高浜市湯山町４丁目９番地６　雇用促進住宅高取宿舎４棟104号、旧住所愛知県碧南市神有町３丁目48番地１
債務者　福島　ロシレノ　アブレウこと　フクシマ　ロシレノ　アブレウ
1　決定年月日時　平成24年３月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月28日まで
5　免責審尋期日　平成24年５月14日午後１時50分
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２４年（フ）第１５７号
栃木県宇都宮市平松本町780番地　県営平松住宅３号棟11号室
債務者　周　　嘩咪
1　決定年月日時　平成24年３月30日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月29日まで
5　免責審尋期日　平成24年５月18日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２４年（フ）第５５３号
横浜市港北区綱島東５丁目10番53号
債務者　草野美寿里
1　決定年月日時　平成24年３月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月29日まで
5　免責審尋期日　平成24年５月30日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第６０８号
神奈川県藤沢市石川４丁目30番地の７　クレール湘南106
債務者　小林　健一
1　決定年月日時　平成24年３月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月29日まで
5　免責審尋期日　平成24年５月30日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第６１０号
神奈川県大和市上草柳176番地11　プランドール203
債務者　岡村　千恵
1　決定年月日時　平成24年３月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月29日まで
5　免責審尋期日　平成24年５月30日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部